

佐賀市職員の懲戒処分に関する指針

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この指針は、職員の懲戒処分（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条に規定する懲戒処分をいう。以下同じ。）が厳正かつ公正に行われるよう任命権者が懲戒処分を行うに当たって参考に供することを目的として代表的な事例を選び、標準的な処分量定を定めるものとする。

(基本事項)

第2条 任命権者は、懲戒処分の具体的な量定の決定に当たり、次の各号に掲げるものを総合的に考慮し、判断する。

- (1) 非違行為の原因、動機、性質、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の度合い
- (3) 非違行為を行った職員の職責及びその職責と非違行為との関係における評価
- (4) 他の職員及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為及び懲戒処分の有無
- (6) 日頃の勤務態度、非違行為後の対応等

2 懲戒処分の量定の決定に当たり、個別の事案の内容によっては、この指針に掲げる標準的な処分量定以外とすることもあり得る。

3 この指針に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについてはこの指針に掲げる標準的な処分量定を参考とし、かつ、前2項の規定を総合的に考慮し判断する。

第2章 一般服務関係

(欠勤)

第3条 正当な理由なく勤務を欠いた職員は、次の各号に定める懲戒処分とする。

- (1) 10日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。
- (2) 11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。
- (3) 21日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

(遅刻・早退)

第4条 勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、戒告とする。この場合における繰り返しの基準は、遅刻及び早退を繰り返す職員に対する懲戒処分等の基準（平成17年10月1日施行）に定めるところによる。

(休暇の虚偽申請)

第5条 病気休暇、特別休暇又はその他承認を要する休暇等について虚偽の申請をした職員は、減給又は戒告とする。

(勤務態度不良)

第6条 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(不適切な事務処理)

第7条 第3条から前条までに掲げるもののほか、故意又は重大な過失により適切な事務処理を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(職場内秩序びん乱)

第8条 傷害、暴行、暴言及び器物損壊等で職場の秩序を乱した職員は、次の各号に定める懲戒処分とする。

(1) 上司その他の職員に対して暴力行為により傷害を負わせ、職場の秩序を乱した職員は、免職又は停職とする。

(2) 上司その他の職員に対して暴行し、職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給とする。

(3) 上司その他の職員に対する暴言により、職場の秩序を乱した職員は、減給又は戒告とする。

(虚偽報告等)

第9条 事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員又は故意に報告を怠り業務に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(秘密を守る義務違反)

第10条 職務上知ることができた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員は、免職とする。

2 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏れいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(政治的目的を有する文書の配布)

第11条 政治的目的を有する文書を配布した職員は、戒告とする。

(違法な職員団体活動)

第12条 法第37条第1項前段の規定に反し、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は市の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。

2 法第37条第1項後段の規定に反し、前項に定める違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。

(営利企業等の従事制限違反)

第13条 法第38条第1項の規定に反し、許可を受けずに、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事した職員は、停職、減給又は戒告とする。

(入札談合等に関与する行為)

第14条 市が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

(公文書の不適正な取扱い)

第15条 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員は、免職又は停職とする。

2 決裁文書を改ざんした職員は、免職又は停職とする。

3 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(セクシュアル・ハラスメント(他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動))

第16条 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。

2 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合は、当該職員は免職又は停職とする。

3 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。

(個人情報保護義務違反)

第17条 その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。

第3章 公金公物等取扱い関係

(横領)

第18条 公金又は公物を横領した職員は、免職とする。

(収賄)

第19条 職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求若しくは約束した職員は、免職とする。

(贈賄)

第20条 職務に関し賄賂を供与し、又はこれを申込若しくは約束した職員は、免職又は停職とする。

(窃取)

第21条 公金又は公物を窃取した職員は、免職とする。

(詐取)

第22条 人を欺いて公金又は公物を交付させた職員は、免職とする。

(紛失)

第23条 公金又は公物を紛失した職員は、戒告とする。

(盗難)

第24条 重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った職員は、戒告とする。

(公物損壊)

第25条 故意に職場において公物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

(出火・爆発)

第26条 過失により職場において公物の出火又は爆発を引き起こした職員は、戒告とする。

(諸給与の違法支払・不適正受給)

第27条 故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。

(公金公物処理不適正)

第28条 自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした職員は、減給又は戒告とする。

(コンピュータの不適正使用)

第29条 職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

第4章 公務外非行関係

(放火)

第30条 放火をした職員は、免職とする。

(殺人)

第31条 人を殺した職員は、免職とする。

(傷害)

第32条 人の身体を傷害した職員は、停職又は減給とする。

(暴行行為)

第33条 暴行を加えた職員が人を傷害するに至らなかった場合は、減給又は戒告とする。

(器物損壊)

第34条 故意に他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

(横領)

第35条 自己の占有する他人の物（公金及び公物を除く。）を横領した職員は、免職又は停職とする。

2 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物（公金及び公物を除く。）を横領した職員は、減給又は戒告とする。

（窃盗・強盗）

第36条 他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。

2 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。

（詐欺・恐喝）

第37条 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職とする。

（賭博）

第38条 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。

2 常習として賭博をした職員は、停職とする。

（麻薬等の所持等）

第39条 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員は、免職とする。

（酩酊による粗野な言動等）

第40条 酩酊して、公共の場所又は乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、減給又は戒告とする。

（淫行）

第41条 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員は、免職又は停職とする。

（痴漢行為）

第42条 公共の場所又は乗物において痴漢行為をした職員は、停職又は減給とする。

（盗撮行為）

第43条 公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした職員は、停職又は減給とする。

第5章 交通事故・交通法規違反関係

（飲酒運転での人身事故を伴う交通事故）

第44条 酒酔い運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職とする。

2 酒酔い運転で人に傷害を負わせた職員は、免職とする。

3 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職とする。

4 酒気帯び運転で人に傷害を負わせた職員は、免職又は停職とする。この場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職とする。

(飲酒運転以外での人身事故を伴う交通事故)

第45条 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。

2 人に傷害を負わせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

(交通法規違反)

第46条 酒酔い運転をした職員は、免職又は停職とする。この場合において、物の損壊に係る交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職とする。

2 酒気帯び運転、著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において、物の損壊に係る交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。

(飲酒運転の容認等)

第47条 酒酔い運転又は酒気帯び運転(次項において「飲酒運転」という。)となることを知りながら他の者に酒類を提供し、又は飲酒を勧めた職員は、免職、停職又は減給とする。

2 他の者が飲酒運転をすることを容認し、又は飲酒運転であることを知りながらこれに同乗した職員は、免職、停職又は減給とする。

第6章 監督責任関係

(指導監督不適正)

第48条 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

(非行の隠ぺい・黙認)

第49条 部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

第7章 住民基本台帳関係

(個人情報の漏えい及び保護義務違反)

第50条 故意又は重大な過失により職員が住民基本台帳ネットワークシステムから知ることのできる個人情報を閲覧し、取得し、若しくは漏えいし、又は個人情報の不適正な取扱いをした職員は、免職、停職又は減給とする。

第8章 補則

(補則)

第51条 この指針に定めるもののほか、懲戒処分に関し、必要な事項は任命権者が別に定める。

附 則

この指針は、平成１７年１０月１日から施行する。

附 則

この指針は、平成１８年１０月１日から施行する。

附 則

この指針は、平成２８年１２月１日から施行する。

附 則

この指針は、平成３０年１０月１日から施行する。